

静岡市報	号 外 静岡市葵区追手町 5 番 1 号 発 行 所 静岡市役所 編集兼発行人 静岡市長 発 行 日 毎月 1 日・随時
---------------	---

目 次

監査公表

- 令和元年度行政監査（テーマ監査）指摘事項に対する措置状況・・・・・・・・・・ 1
- 令和 5 年度包括外部監査指摘事項に対する措置状況・・・・・・・・・・ 2

監 査 公 表

静岡市監査公表第 4 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、静岡市長から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

令和 8 年 5 月 27 日

静岡市監査委員	深 澤 俊 昭
同	白 鳥 三和子
同	宮 城 展 代
同	山 梨 渉

記

令和元年度行政監査（テーマ監査）

保護者会・PTA と子ども園の関係について〔子ども園課（令和 8 年度所属名：子ども園運営課）〕

【指摘事項】

過去の経緯から、子ども園に保護者会と PTA が混在してきたという事情はあるものの、この状態は保護者の立場から見れば理解しがたいものがあり、保育教諭にとっても、

配属されたこども園によって、突然費用負担（P T A会費）を求められたり、P T Aの事務負担が増えたりすることから、職員間の公平性が担保されないものとなる。

その上、予備監査で調査を行ったこども園の中には、重要事項説明書に条例に基づく徴収金（実費徴収）として、「保護者会費」や「P T A会費」との記載のあるものがあったが、保護者会費であれ、P T A会費であれ、そもそも条例に基づく実費徴収としての徴収金として妥当なものなのか、市立小・中学校と同様に私費とすべきものなのか不明確なままの状態である。この点については、平成28年度包括外部監査においても、「P T A会計事務の管理のあり方について」意見が出されていたが、特段の対応はなされていない状態である。

こども園への移行から5年が経過した今、こども園課として各こども園の保護者会とP T Aの現状を十分に把握し、こども園とこれらの会との関係を整理して、当該会費の位置付けを明確にすべきである。

【措置の状況】

指摘を受け、保護者会費及びP T A会費については、それぞれの団体に属する金銭であることから私費であると整理しました。

整理にあたり、令和3年3月の園長会において、保護者会及びP T Aの会費徴収並びに会計事務については、園職員が行わないよう周知するとともに、同月に策定した「静岡市立こども園等徴収金事務処理マニュアル」において、「それぞれの団体の役員が徴収から事務処理まで全ての事務を担うこととなる。従って、こども園職員がそれらの事務を行わないこと」と明記しました。

また、令和4年4月以降、地域性やこれまでの経緯から、P T Aという名称で活動をしている園もありますが、実体は保護者のみで構成された団体であって、保育教諭が会費を徴収されたり、事務を担ったりすることはありません。

なお、令和7年度において、園の重要事項説明書の徴収金の項目から保護者会費やP T A会費の記載がないことを確認しました。

じた旨の通知があったので、これを公表する。

令和 8 年 5 月 27 日

静岡市監査委員	深 澤 俊 昭
同	白 鳥 三和子
同	宮 城 展 代
同	山 梨 渉

記

令和 5 年度包括外部監査（委託契約に関する財務事務の執行について（これに伴う内部統制の整備状況及び運用状況を含む））

1 「委託業務等契約及び各種契約事務マニュアル」の定めについて〔契約課〕

【指摘事項 2】

委託契約マニュアルにおける契約方法の記載は、令和 4 年度においても、基本的な説明構造において平成 26 年度の状況を踏襲している。

地方自治法における契約方法の原則は、一般競争入札であり、随意契約は法令（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号）に定められた例外的な場合にしか認められないものであるが、現状のマニュアルの記載は冒頭より、市の運用は 13 種類の業者登録制度対象業務以外の各種委託契約は、随意契約とする、といった画一的な指針を示している。かかる指針は、原則と例外を逆に捉えてしまっているかのような記載となっている。

本来、例外事由である「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の随意契約」への該当性については、より積極的かつ合理的な該当理由の説明がなされなければならない。しかし、現在のマニュアルの記載では、これを目の当たりにした各所属は、13 種類の業務に該当しないという理由だけで、随意契約を選択すべきものと誤解してしまうおそれがある。

また、各所属の契約制度に対する理解のレベルによっては、今後、継続的かつ積極的に入札対象業務の拡大を図らなければならない、という意識付けも減退させてしまうおそれがある。

したがって、契約課は、業者登録制度の対象でないから随意契約とする、という消極的な選択を助長するような現在の委託契約マニュアルの記載を改め、「地方自治法施行

令第167条の2第1項第2号の随意契約」に該当するものとする場合には、より積極的に随意契約理由を明確にし、その説明責任を果たすことが求められることが理解できるようなマニュアルの記載とする必要がある。

【措置の状況】

「委託業務等契約及び各種契約事務マニュアル」は、実務担当者に対して、市の手続を簡潔、具体的に示す目的で策定しているものであったため、地方自治法における契約方法の原則を意識させる表現とはしていませんでした。

また、当該マニュアルは、従前から、随意契約をしようとする場合には、その事業決裁に「随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第○号）」のように、契約方法の根拠法令を記載することを求めていましたが、指摘事項のとおり、業者登録制度の対象ではないという理由だけで随意契約に当たるという誤解を生じさせかねない記載がありました。

今回の御指摘を踏まえて、令和6年9月26日に、当該マニュアルの契約制度の説明に係るページに、「原則は一般競争入札である。」という文言を追記するとともに、「本市の運用では、後述（3）競争入札対象業務以外の各種契約は、随意契約としている。」などの、誤解を生じさせかねない記載を削除しました。

併せて、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の随意契約について記載している部分に、どのようなものがこの号に当たるものであるかがわかるように例示を追記し、所管課が、契約方法をより適切に判断できるようにマニュアルを改訂しました。

2 積算に関する考え方（業者からの参考見積の徴取）〔契約課〕

【指摘事項3】

委託業務の積算において、業者からの参考見積を基礎とする場合には、「業者から参考見積を徴取し、それを精査して積算根拠とする。」と定められていることを勘案すると、少なくとも参考見積をそのままのみにすることを許容していないと考えられる。そのうえで、一般的に精査するに当たっては、単独随意契約の場合を除き、いくつかの参考見積の比較衡量による精査を行うことが想定される。

その点を踏まえて契約規則第29条は「なるべく」と規定していると解するが、同上ただし書きの規定を踏まえると、事実上これは「原則として」と読み取ることが適切であると考えられる。

この解釈に関しては、契約課も同様であるが、現在のマニュアルの記載文言だけを見た場合、契約制度の理解が必ずしも十分でない所管所属の担当者によっては、2 者以上からの参考見積の徴取は単なる努力目標であると読み取られかねず、現に 2 者以上から参考見積を徴取していない例が散見される。

したがって、契約課は、所管所属に契約規則の定め of 正しい理解を促す観点からは、現在の委託契約マニュアルにおける積算の定めを改め、契約規則に言う「なるべく」とは、実務上「原則として」であることを明らかにする工夫を行う必要がある。

【措置の状況】

市契約規則第 29 条に定める「見積書の徴取」は、契約相手方を決定する際の見積徴取に関するものですが、「委託業務等契約及び各種契約事務マニュアル」に記載されている「参考見積の徴取」は、積算方法の 1 つとして例示しているものであり、これらは異なる段階での見積徴取のことを示しています。

しかしながら、適正に積算することは重要と考えていますので、積算方法をより具体的に明示し、安易に 1 者からの参考見積で積算することがないように、令和 6 年 9 月 26 日に、当該マニュアルを「原則 2 者以上から参考見積依頼をすること」と修正しました。

3 委託契約書における重要事項（再委託契約書の不備の防止）〔契約課〕

【指摘事項 4】

委託業務において再委託を承認するに当たっては、委託契約マニュアルにおいて再委託承認申請書の受理の他、①再委託契約書等の写し、②再委託先の暴排誓約書等（上記ページ以外で、再委託先の役員等氏名一覧、再委託先の登記簿謄本又は運転免許証等の徴収を定めている。）が必要であることが明記されているが、再委託契約書に市として不適切と判断するような条項がないかなどを確認すべきことやあらかじめ委託事業者に不適切な条項を定めてはならないことを指導すべき旨は明記されていない。

これらは、マニュアルに記載がなくても当然に対処すべき事項であるが、現実的には、必ずしも各所属において、契約条項等に関する専門的知見が十分でないことを勘案すると、所属ごとの個別判断のみでは再委託契約締結に関し適切なチェックができないというリスクがある。

また、再委託承認の実施手順では、再委託の承認書上でいわゆる再々委託の防止を含む一定の禁止事項を記載しているため、実務上はそこまで満足して、個別の再委託契

約書まで注意が回っていない例が散見される。

したがって、契約課は、このような事例を防止して、各契約文書の適切な取り交わしに至るまでを担保する観点からは、これに係る指摘事項を参考に、再委託契約書に関する注意事項を委託契約マニュアルに追加するなどして、契約実務に係る重要なリスクを未然に防ぐ工夫をする必要がある。

【措置の状況】

令和 6 年 5 月 20 日から同年 6 月 14 日まで、庁内の e ラーニングシステムを使用し、全職員に再委託先からのさらなる再委託は認められないことなど、再委託の手続に関する留意点を周知しました。

また、令和 6 年 9 月 26 日に、「委託業務等契約及び各種契約事務マニュアル」において、「再委託契約書に「再々委託」を認める条項があってはならない。」を追記しました。

さらに、令和 8 年 2 月 13 日に、上記追記文の注意書きとして、「再委託の契約書に不適切な条項がないか確認し、必要に応じて相手方に指導すること。」を加えマニュアルを改定することとしました。

4 委託契約書の一般的事項の不備の防止〔契約課〕

【指摘事項 5】

市における業務委託契約は、工事等の契約と異なり、個別の契約締結に当たり契約部門（契約課）の直接的な関与は想定されていない。また、業務委託契約文書の文言レベルについても、市としての取り扱い件数の膨大性を勘案して、法務部門（政策法務課）から個別のリーガルチェックを受けることは前提としていない。

そのため、業務委託契約文書の適切性の確認は、原則として所属ごと自己チェックによって確保されなければならないが、結果として種々の契約文書の不備が検出されている。

その要因として、本来、庁内の契約部門や法務部門の確認を経た全庁的な契約書雛型を用いるべきであるにもかかわらず、過年度の同様又は類似業務の契約文書を踏襲して利用したことや、事業者が提示する雛型を利用するに当たって、契約部門や法務部門への十分な問い合わせを実施しなかったことなどがあげられる。

したがって、契約課はまず、原則として毎年度更新された全庁的な雛型を基礎として契約書を作成すべきこと、また、雛型にない契約条項の利用や雛型の変更を行う場合に

は、適切に法務部門に問い合わせる必要があることを、改めて全庁に向けて発信する必要がある。

そのうえで、業務統括課としての内部統制機能をより適切に発揮する観点からは、上記の発信に対して、各所属がどの程度徹底できているかについて、定期的に調査するといったモニタリングも実施すべきである。

【措置の状況】

令和 6 年 4 月 30 日に政策法務課から発出された、06 静総政第 275 号「更なる政策法務の推進と当課との連携について（通知）」において、「なお、協定、覚書、契約等を締結する場合は、標準書式（e-Net 掲示板の「1 処務事務お助けマニュアル」の「契約のあらまし」に掲出）を用いることとし、これに依らない書式により契約を締結する場合は、必要に応じて当課に御相談いただいておりますが、契約書案の検討に当たり、法務アドバイザーから詳細な助言を受けることができますので、御利用ください。（一部抜粋）」と記載されており、全庁的に周知されています。

令和 6 年 5 月 20 日から同年 6 月 14 日まで、庁内の e ラーニングシステムを使用し、全職員に、契約の締結に当たっては、政策法務課が作成した全庁的なひな型を使用することと、必要に応じて政策法務課に問い合わせることを周知しました。

また、令和 6 年 9 月 26 日に、「委託業務等契約及び各種契約事務マニュアル」に、「標準書式によらない場合は、必要に応じて、政策法務課と協議すること」と追記しました。

これらに加えて、令和 6 年 11 月 1 日に、令和 5 年度の委託契約から各局 1、2 件を選定し、委託契約事務に関するモニタリング調査を実施し、改善すべき事項が確認された所属に対して、指導を行いました。

上記の周知及びモニタリング調査について、今後も継続して定期的の実施します。